

一般廃棄物処理施設整備事業について

No.4
2017.6

環境衛生課 ☎ 89-2426
<http://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/>

■ 一般廃棄物処理施設の用地選定について

平成28年度の一般廃棄物処理施設整備検討委員会では、可燃ごみ処理施設の処理方式を「ストーカ式焼却方式*」とし、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は、可燃ごみ処理施設に併設して建設することが望ましいと結論づけました。

平成29年度からは、施設の用地選定に着手することになります。選定に際しては、決定過程の客観性等が重要とされることから、昨年度と同様に廃棄物処理施設整備事業に精通した第三者の学識経験者や圏域住民で構成される一般廃棄物処理施設整備検討委員会を開催し、施設の用地選定について検討します。

*評価項目及び配点基準を設定し、メーカーアンケート等を取りまとめた結果、「安定かつ安全に処理できる施設」「経済性、効率性に優れた施設」の項目で最も高い評価を得た処理方式。

■ 第5回一般廃棄物処理施設整備検討委員会の開催について

平成29年5月9日、第5回一般廃棄物処理施設整備検討委員会が能代山本広域交流センターで開催されました。

今年度最初の委員会の開催に当たり、藤田委員長から「用地選定は、本事業において最も重要であり、また難しい課題となるため、委員の方々の率直な意見を聞きながら、公正・中立で客観的な評価により適地を選定していきたい」と挨拶がありました。



第5回一般廃棄物処理施設整備検討委員会

委員会では、用地選定の手法について事務局案が示され、候補地の抽出は「組合からの情報提供」「構成市町からの情報提供」により行うことを決定し、用地選定の手順や条件等を確認しました。

次に、会議の傍聴や会議録の作成及び公表等の委員会の運営について協議しました。用地選定を進めるに当たり、会議の内容が傍聴要領の非公開事由に該当すると認められることから、次回の委員会を非公開とし、会議録や会議資料については一部公表することとしました。

■ 用地選定の手法について

用地選定では、本組合の圏域内から複数の候補地を抽出し、用地の諸条件に照らし合わせて候補地の絞り込みを行います。

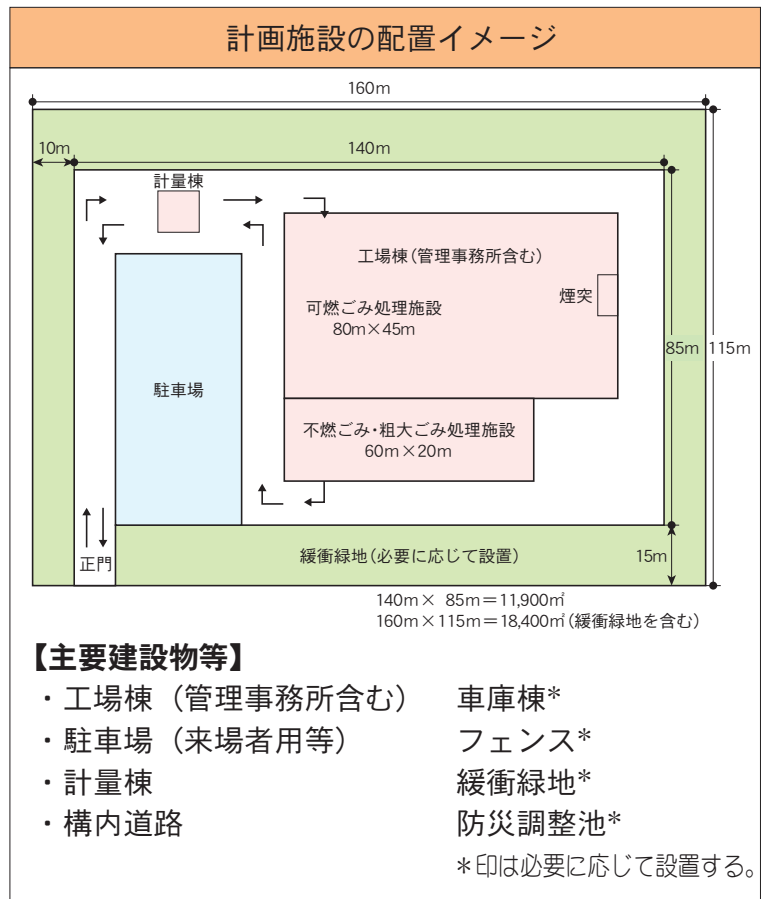
委員会において、次の「用地選定の手順」に示すとおり一次選定、二次選定、三次選定を行い、2～3箇所程度の有力候補地を選定します。

用地選定の手順	内 容
<div style="text-align: center;">①候補地の抽出</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <div style="width: 45%;">組合からの 情報提供</div> <div style="width: 50%;">構成市町からの 情報提供 能代市 藤里町 三種町 八峰町</div> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">②一次選定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">③二次選定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">④三次選定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">⑤有力候補地</div> <div style="text-align: center;">↓ 報告</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">① 候補地の抽出</div> <p>○基本構想で示された方法を参考とし、「組合からの情報提供」「構成市町からの情報提供」により抽出を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">② 一次選定</div> <p>○基本的な施設の立地条件や最低限の法規制条件を確認し、適性を満たしていない候補地を除外する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③ 二次選定</div> <p>○法規制条件、地形・地質条件、環境条件、交通条件、防災面等の条件について評価項目を設定し、候補地の絞り込みを行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">④ 三次選定</div> <p>○建設用地として経済性に関連する評価項目を設定し、比較評価を行い、二次選定の結果と合わせて評価する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">⑤ 有力候補地</div> <p>○2～3箇所程度の有力候補地を選定する。 ○検討結果を報告書にまとめ、組合理事会に報告する。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 30%;">地元住民 (説明会)</div> <div style="width: 30%;">広域組合 理事会</div> <div style="width: 30%;">議 会 (報 告)</div> </div> <div style="text-align: center;">↓ 決定</div> <div style="text-align: center;">⑥最終候補地</div>	<p>○委員会の検討結果について、議会へ報告する。 ○地元住民説明会を開催する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">⑥ 最終候補地</div> <p>○組合理事会で最終候補地を決定し、議会へ報告する。</p>

一次選定の条件について

1. 施設の概要

(1) 計画施設
<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ処理施設 約90t/日 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設 約5t/日 ※併設施設として整備する。
(2) プラント建設工事期間
<ul style="list-style-type: none"> 平成34年度～36年度(予定)
(3) 余熱利用
<ul style="list-style-type: none"> 発電、温水利用等 (周辺の条件や地元住民の意向を踏まえて検討する。)
(4) 敷地面積
<ul style="list-style-type: none"> 有効敷地面積 1.2～1.8ha程度



2. 一次選定の条件

基本的な施設の立地条件、最低限の法規制条件を確認し、適性を満たしていない候補地を除外します。

(1) 立地条件	
①有効敷地面積 (1.2～1.8 ha程度) が確保できること。 注1) 有効敷地面積 = 1.2ha + 緩衝緑地等の面積 (法令等による) 注2) 有効敷地面積は、隣接地の取得により条件を満たす場合は可とする。	
②2車線 (片側1車線) 以上の道路から500mの範囲に接していること。	
(2) 法規制条件	
①住居系地域、商業地域	⑥鳥獣保護区の特別保護地区
②史跡、名勝又は天然記念物の指定地域	⑦河川区域
③国有林、保安林	⑧地すべり防止区域
④国立公園、国定公園及び県立自然公園	⑨砂防指定地
⑤自然環境保全地域	⑩急傾斜地崩壊危険区域

注) 法規制解除等が見込まれる場合は除外しない。

施設稼働までの事業スケジュール(案)

(年度)

区 分	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
○一般廃棄物処理施設整備基本構想											
○一般廃棄物処理施設整備検討委員会											
処理方式等											
用地選定											
○循環型社会形成推進地域計画											
○施設整備基本設計											
○一般廃棄物(ごみ)処理基本計画											
能代市・藤里町・三種町											
八峰町											
○現況調査(測量・地質調査)											
○生活環境影響調査 ^{※1}											
○事業方式の検討 ^{※2}											
○都市計画決定											
○事業者選定											
○施設建設											
造成工事											
実施設計～建設工事											
施設稼働											

※1 生活環境影響調査とは？

新たな一般廃棄物処理施設が周辺の生活環境にどのような影響及ぼすかという点について、周辺地域の現況調査を行い、施設の設置による影響を予測します。また、その結果を分析し、周辺地域の状況に応じた適切な生活環境保全対策等を検討します。

- 現況調査：大気質、水質、騒音、振動、悪臭等の調査項目について、資料の収集、整理及び現地調査を行い、建設地周辺の現況を把握します。

※2 事業方式の検討とは？

これまで、一般廃棄物処理施設の建設・運営は公設公営で行われてきましたが、近年は民間の資金・ノウハウを活用したPFI（民設民営）や施設の設計・建設・運営・管理を民間事業者に一括して発注するDBO（公設民営）などの方式を導入する事例が増えています。これらの方式では、事業費等の削減効果が見込まれているため、本組合においても導入の可能性を検討します。